(3) 賛助加盟会に、議長一人及び副議長一人を置く。議長及び副議長は、賛助加盟会の構成員のうちから選出されるものとし、その任期は、一年とする。議長及び副議長は、再選を妨げられない。

(4) 賛助加盟員会の議長及び副議長は、理事会により理事会の会合に参加するよう招請されるものとし、当該会合において発言する権利を有する。

(5) 賛助加盟員会の議長及び副議長は、コーヒー官民作業部会において、賛助加盟員会を代表する。

(6) 賛助加盟員会は、通常、理事会の通常会合に先立って機関の所在地において会合し、及びその会合と当該通常会合の日程は、重複しないものとする。加盟国が理事会に対し自国の領域において会合するよう招請し、理事会がこれを受け入れる場合には、賛助加盟員会も、当該領域において会合する。この場合において、賛助加盟員会が機関の所在地において会合する場合に要する費用を超える追加の費用であって機関が支払うべきものは、賛助加盟員会の会合を主催する国又は民間団体が負担する。

(7) 賛助加盟員会は、理事会の承認を得ることを条件として特別会合を開催することができる。

(8) 賛助加盟員会は、この協定に適合する手続規則を定める。

第三十五条　コーヒー官民作業部会

(1) コーヒー官民作業部会は、複数の利害関係者による官民パートナーシップの仕組みであって、価格水準、価格変動及びコーヒー産業の長期的な持続可能性に係る問題に対処するための実際的なかつ期日を定めた行動を特定し、及び実施することを目的とするものである。

(2) コーヒー官民作業部会は、次のことを行う。

(a) 理事会に検討のために提出され、及び最高経営責任者・グローバルリーダーフォーラムと共有される優先的な事項及び行動に関するコンセンサスを形成すること。

(b) 価格水準、価格変動及びコーヒー産業の長期的な持続可能性に係る問題に関する約束について、官民対話を実施し、及び進捗状況を追跡すること。

(c) 価格水準及びコーヒー産業の長期的な持続可能性に係る問題に関し、理事会が承認する約束及び取組の更なる発展及び実施を推進すること。

(d) コーヒー産業に係る喫緊の課題に対処し、期待を明確にし、並びに共同の行動のための機会及び資源を特定する、共通の展望及び官民対話の議題を継続的に作成すること。

(3) コーヒー官民作業部会は、理事会が指名する代表及び民間部門の代表で構成され、それぞれの代表は同数とする。市民社会及び国際機関の代表は、理事会が定める条件の下でコーヒー官民作業部会に参加することができる。

(4) 事務局長は、当然に、コーヒー官民作業部会の事務局の長として、必要なときはいつでも代理となり自己に代わって行動する指名する職員と共に行動する。

(5) コーヒー官民作業部会は、この協定及び理事会が承認する付託事項に適合する手続規則を定める。

(6) コーヒー官民作業部会は、優先事項の評価並びに良い慣行及び解決策の特定に当たり、関心を有する官民のコーヒー産業の利害関係者、開発パートナー及び市民社会が関与するための自己の仕組みを設ける。

(7) コーヒー官民作業部会は、理事会による検討のため、定期報告並びにその討議の結果及び勧告を理事会に提出する。

第三十六条　関与、統合及び包摂性

(1) 理事会及びその補助機関（コーヒー官民作業部会を含む。）は、適当な場合には、賛助加盟員及び国際機関が次のことを行うことができるようにする。

(a) 現場における自己の経験から問題に関する専門的な分析を直接提供すること。

(b) 早期警戒機関としての役割を果たすこと。

(c) 関連する問題に対する公衆の意識の向上に寄与すること。

(d) この協定の目的の達成に貢献すること。

(e) 機関の行事において関連する情報の提供によって貢献すること。

(2) 賛助加盟員は、また、機関が賛助加盟員に対し幅広い聴衆に意見を述べ、及び機関の課題に貢献するための機会を提供することを認識しつつ、次のことを行うことができる。

(a) 理事会の承認を得て機関の活動に参加し、又は活動計画に含まれる活動に参加すること。

(b) 機関が提供する協力のための手段又は他の手段を通じて、情報、知識及び良い慣行を取得し、並びにこれらを加盟国及び他の賛助加盟員と共有すること。

(c) 機関の関連する国際会議その他の行事に出席すること。

(d) (c)に規定する行事において書面又は口頭による発表を行うこと。

(e) サイドイベントを企画すること。

(f) 情報及びデータを利用すること。

(g) 様々な利害関係者との連携の可能性を探求するために接触及び知識の基盤を拡大するよう、協力網の形成及びロビー活動を行う機会を有すること。

第三十七条　世界コーヒー会議

(1) 理事会は、加盟輸出国、加盟輸入国、民間部門の代表その他関心を有する参加者（非加盟国からの参加者を含む。）で構成する世界コーヒー会議（以下「会議」という。）を適当な間隔で開催するための措置をとる。理事会は、会議の議長と調整して、会議がこの協定の目的の達成に向けて貢献することを確保する。

(2) 会議に議長一人を置く。議長は、機関から報酬を受けない。議長は、理事会により適当な期間を任期として任命されるものとし、理事会の会合にオブザーバーとして参加するよう招請される。

(3) 理事会は、会議の形式、標題、対象事項及び開催時期を決定し、賛助加盟員会及びコーヒー官民作業部会にその決定を常時通報する。会議は、通常、理事会の会合の期間中に機関の所在地において開催する。加盟国が理事会に対し自国の領域において会合するよう招請し、理事会がこれを受け入れることを決定する場合には、会議についても、当該領域において開催することができる。この場合において、機関の所在地において会議を開催する場合に要する費用を超える追加の費用であって機関が支払うべきものは、会議を主催する国が負担する。

(4) 理事会が別段の決定を行わない限り、会議の開催に係る費用については、そのために集められた資金をもって支弁する。

(5) 会議の議長は、会議における結論を理事会に報告する。

第三十八条　コーヒー産業における金融

経済に関する委員会は、コーヒー生産地域における中小規模の生産者、農業者及び地域社会のニーズに特に重点を置いて、コーヒー産業における金融及びリスク管理の仕組みに関連する課題に関する協議を促進する。

第十二章　一般規定

第三十九条　新たな協定の準備

(1) 理事会は、新たな国際コーヒー協定について交渉することの可能性を検討することができる。

(2) (1)の規定を実施するに当たり、理事会は、第一条に定めるこの協定の目的の達成に関する機関による進捗の状況を検討する。

第十三章　持続可能な開発

第四十条　持続可能なコーヒー産業

(1) 加盟国は、均衡のとれかつ統合された方法で、経済、社会及び環境の側面における持続可能な開発に関する原則及び目的（国際連合の持続可能な開発目標及び自己が承認した他の関連する国際的な取組に含まれるもの）に留意して、コーヒー資源及びその加工の持続可能な管理に妥当な優先順位を与える。

(2) 機関は、コーヒーのバリューチェーンにおける生産性、品質、強靭（じん）性及び収益性を向上させつつ、コーヒー農業者及び全てのコーヒーに関する利害関係者（特に小規模農業者その他の小規模コーヒー生産者）の繁栄を促進することを目的として、要請に応じ、コーヒー産業を持続的に発展させるために加盟国を支援することができる。